

第 23 回住民記録システム等標準化検討会

日 時：令和 6 年 3 月 7 日(木)

場 所：書面開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

水島 聡史 神戸市地域協働局住民課係長

木野内 誠 筑西市企画部情報システム課課長補佐

岡田 寿史 前橋市未来創造部参事兼情報政策課長

摩尼 真 町田市政策経営部デジタル戦略室担当課長

高橋 登 日野市企画部参事兼情報政策課長

森 圭子 藤沢市市民自治部市民窓口センター センター長補佐

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

熊谷 和泉 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長

河合 明人 倉敷市市民課主幹兼デジタルガバメント推進室主幹

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会理事兼企画振興課長

西川 亨 全国知事会調査第一部長

向山 秀昭 全国市長会行政部長

小出 太朗 全国町村会行政部長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構理事

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構

ICT イノベーションセンター 副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構

被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

千葉 大右 デジタル庁地方業務標準化エキスパート

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

植田 昌也 総務省自治行政局住民制度課長

名越 一郎 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

小牧 兼太郎 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長

君塚 明宏 総務省自治行政局地域DX推進室長
佐々木 明彦 総務省情報流通行政局地域通信振興課長
小川 久仁子 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）

【準構成員】

長友 悟 株式会社 RKKCS 企画開発本部住基内部システム部長
上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部長
新谷 則之 株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部
住民情報システム設計グループ課長
山崎 高広 株式会社電算開発本部ソリューション1部
藤野 正則 日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門
住民情報システム開発統括部 住民情報グループ
プロフェッショナル
青木 弘明 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ
公共情報サービス第一事業部公共パッケージ開発第一本部
ADWORLD強化センタ センタ長
大村 周久 富士通 Japan 株式会社ソリューション開発本部
社会保障・フロントソリューション事業部
シニアディレクター

【議事】

1. 住民記録システムにおける振り仮名法制化に伴う旧氏の振り仮名等の対応について
2. 戸籍附票システムにおける振り仮名法制化に伴う旧氏の振り仮名等の対応について

【概要】

1. 住民記録システムにおける振り仮名法制化に伴う旧氏の対応について
事務局より、資料1「氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討（旧氏の振り仮名対応等に係る現時点の想定）」を用いて、住民票への旧氏の振り仮名の記載に係る制度の検討概要並びに当該制度改正を想定した場合における住民記録システム標準仕様書の改定案内容を提示。

○旧氏については通知があるが、現氏について通知はないのか。
→氏の振り仮名についても戸籍において通知を行う想定と認識している。

○参考資料4において、「転出元市区町村から通知した振り仮名の連携を依頼し」と記載があるが、転出元市区町村から転入者へ旧氏の振り仮名の通知が郵送で届いているため、その通知を転入先市区町村に持って来るように転入者へ依頼するという解釈で合っているか。若しくは、転出元市区町村と転入先市区町村の間で何らかの手段で振り仮名を連携することになるのか。

→転入先市区町村が転出元市区町村に振り仮名を確認する想定。

○現氏について受理地の制約はないが、旧氏については住所地にのみ申請可能ということか。

→氏についてもそのようになる認識。また、旧氏についてご認識のとおり。

○旧氏については住基を基に、戸籍附票にのみ連携するものであり、戸籍制度中心ではないため、住所地基準となっている。一方で、現氏については戸籍基本のため受理地に制約なく、戸籍を基として住基に連携されているとの理解であっているか。

→旧氏は住基独自の制度であり、住所地市区町村に請求を行うこととなる。他方、現氏（の振り仮名の記載）は戸籍の手続きとなるため、戸籍の制度上届出の受理が可能な場所において届出を行うこととなり、住民票の現氏（の振り仮名）については、戸籍に記載されているものと同じものが連携される。

○その場合、制度上の建付けは違えど、一般市民の理解として両方で手続きが異なることは混乱の原因、現場での説明負担を増やすこととなると考える。現氏の運用と一致させるべきではないか。

→住所地と本籍地が異なる場合、本籍地に旧氏の振り仮名の記載の請求をしても本籍地には住民票を備えていないため、記載することができない。また、住基法上、住民票関係の届出は住所地市町村に対して行うこととしており、旧氏の振り仮名を記載するためには住民票を備えている住所地に請求する必要がある。

○旧氏についてマイナポータルによる申請は行わないのか。

→行わない想定。

○便宜上保持している旧氏の振り仮名について、本人等に確認の上、登録されている場合、そのまま住民票記載事項の旧氏の振り仮名として記載することができるか。制度開始時に旧氏のデータを公証済みとして移行できると、過渡期の考慮が不要になり、システムでの対応が単純なるため、柔軟に記載方法を選択できるよう検討してほしい。

→氏名の振り仮名と同様に、住民票に記載される予定の旧氏の振り仮名を認識する機会を確保する観点から通知等のフローは必要であると想定している。

○旧氏の振り仮名記載後に、その内容が戸籍の記載と異なることが判明した場合の取扱いについて、どのような想定をしているか。

→本人が請求した旧氏の振り仮名について、本人の従前の戸籍の氏の振り仮名が記載された時期が本人の除籍後であれば、従前戸籍の氏の振り仮名と違うものであっても請求可能とすることを想定している。

○旧氏のフリガナが一般的読み方以外の場合、疎明資料がないと公証フラグを立ててはいけないのか。

→住民票への旧氏の振り仮名の記載にあたっては、戸籍における「氏の振り仮名」記載の手續及び方法と同様の考え方とすることとし、「住所地市町村長は住民票で便宜的に保有する旧氏のフリガナを参考に、住民票に記載しようとする旧氏の振り仮名を旧氏記載者に通知するものとする。1年間の間に請求がない場合には通知した振り仮名を職権で記載するものとする。」という想定となる。氏の振り仮名においては「読み方は氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの（一般の読み方）でなければならない」「現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出すれば、その読み方で届出することができる」としており、旧氏についても同様の考え方とし、疎明資料を提出しない場合はその読み方での記載をすることができず、通知した振り仮名を職権記載することとなる。

○旧氏について、何をもって一般的な読み方とするか。

→住民票への旧氏の振り仮名の記載にあたっては、戸籍における「氏の振り仮名」記載の手續及び方法と同様の考え方とすることとしており、法務省が示す氏名の振り仮名の基準を参考に一般的か等を判断する想定となる。

【参考】改正戸籍法における氏の振り仮名記載ルール

- ・読み方は氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの（一般の読み方）でなければならない。
- ・現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出すれば、その読み方で届出することができる。

○資料1に記載のスケジュールにおいて、旧氏の振り仮名の職権記載について、ある程度の期間があるように記載されているが、請求期間（1年間）に振り仮名の請求が無かった場合、一斉に職権で記載するわけではなく、ある程度の期間をもって職権で記載していく想定か。

→旧氏の振り仮名については職権記載日に一斉に記載する想定である。

○「旧氏及び旧氏の振り仮名」について、マイナンバーカードにおけるレイアウト

トはどのようなになる予定か。

→旧氏については、氏の横に括弧書きで記載される。また、その振り仮名については、当該旧氏の横に記載される予定。

○マイナンバーカード（券面表記）、マイナンバーカード（券面記載事項データ）、住基ネット及び JPKI に記載及び登録されるタイミングは、それぞれいつか。また、各情報の更新時期にずれが生じても特段問題ないか。

→住基ネットへの氏名の振り仮名記載は、住民票に振り仮名が公証されたタイミングで随時連携されることとなるため、本人から届出があったタイミングか（改正法の公布の日から2年以内）、届出がなく戸籍に職権記載されたタイミングとなる。マイナンバーカードへの氏名の振り仮名記載は、改正法の公布の日から3年以内となるが、施行日以降に作成されたマイナンバーカード（券面表記、券面入力補助 AP、JPKI）には振り仮名が記載及び登録される。住基ネットとカード関係のシステムについては更新時期が異なるが、特段影響がでることは想定していない。

○国外転入の場合、転入市区町村にて戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されているか確認する方法が必要と考えるが、どのような確認方法になるか。

→国外転入の際の疎明資料として、国外転入者（日本人）は戸籍の書類を持参し、その書類をもって確認する運用を想定している。

○国外転出者のマイナンバーカードへ反映する流れはどうか。本籍地又は在外公館がカード管理システムを使用して業務を行うのか。

→関係省庁と協議中であるが、国外転出者の届出・請求により戸籍の附票に旧氏が記載された場合、戸籍の附票の記載に合わせてカードにも旧氏を記載・記録することになり、通常のカード記載・記録事項に変更があった場合と同様の手続により行う想定。

○国外転入において、附票に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されていない場合は、国外転入「届出」の異動処理を行い、旧氏の記載「請求」の異動処理を行う想定であっているか。

→ご認識のとおり。

○既に住民票に旧氏を記載しているものから書面による旧氏の振り仮名の請求があった場合は、異動事由：「旧氏の記載」、記載等の種別：「請求」となり、書面による旧氏の振り仮名の請求がなく職権で記載した場合は、異動事由：「旧氏の記載」、記載等の種別：「職権」となる認識で合っているか。

→ご認識のとおり。

○旧氏の振り仮名の住民票への記載について、異動事由は「旧氏の記載」となっているが、旧氏に係る情報の修正のため、異動事由は「職権修正」が適切ではないか。

→旧氏と旧氏の振り仮名は記載事項として別項目となるため、旧氏の振り仮名の記載を行う異動事由は「旧氏の記載」とする。なお、住民票記載事項として記載済みの旧氏の振り仮名を修正する場合は「旧氏の修正」となる。

○「旧氏の振り仮名において、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日から1年以内の旧氏の振り仮名の届出期間に限り、法第7条の住民票記載事項として住民票に旧氏の振り仮名が記載されていない場合は、項目名及び項目内容を*表示とする。」とあるが、前述の部分に関して、一部改正の施行日以前であっても住民票の写し等の様式は「氏名と旧氏の振り仮名欄」がある状態で、項目名欄及び項目欄に「*」で表示するという認識であっているか。

→ご認識のとおり。

○第3号施行日より前に旧氏の振り仮名を記載した者がいる場合、住民票の写しの統合記載欄の異動履歴には、異動前の旧氏及び異動後の旧氏の後ろに括弧付きの振り仮名が記載される想定をしているが、第3号施行日以降は旧氏の欄に括弧付きの振り仮名を記載しないため、下記のとおり異動履歴からも括弧付きの振り仮名を消す認識で合っているか。

(第3号施行日より前)

例1 括弧付きの振り仮名を記載した場合

異動項目：旧氏

異動前：住基

異動後：住基（ジュウキ）

例2 旧氏および旧氏の振り仮名を変更した場合

異動項目：旧氏

異動前：住基（ジュウキ）

異動後：住民（ジュウミン）

(第3号施行日以降)

例1 括弧付きの振り仮名を記載した場合

異動項目：旧氏

異動前：住基

異動後：住基

例 2 旧氏および旧氏の振り仮名を変更した場合

異動項目：旧氏

異動前：住基

異動後：住民

→第3号施行日以降における、住民票の写し統合記載欄の公証前の旧氏の履歴は、例1については住民票記載事項でない公証前の旧氏の振り仮名の変更のみであり、異動履歴として記載されない想定となり、例2については、下記のとおり住民票記載事項の旧氏の異動履歴として記載され、留意事項については、自治体判断により必要に応じて記載される想定である。

異動項目：旧氏

異動前：住基

異動後：住民

留意事項：旧氏の振り仮名の職権修正

○旧氏の漢字についても行政事務標準文字を適用するのか。

→データ要件・連携要件標準仕様書に記載のとおり、氏名等（旧氏も含む）の文字セットは行政事務標準文字となる。

○請求に基づき旧氏の振り仮名を記載した場合の異動履歴例において、異動項目に「旧氏の振り仮名」があるが、基本データリスト第3.0版のコード一覧：ID029では「氏名の振り仮名」「旧氏の振り仮名」がなく、必要かと考えるがいかがか。

→データ要件・連携要件標準仕様書の4月末改定にて、基本データリストのコード一覧：ID029に「氏名の振り仮名」と追加する予定である。「旧氏の振り仮名」についても、旧氏の振り仮名対応について住民記録システム標準仕様書が改定されたタイミングで追加する予定。

2. 戸籍附票システムにおける振り仮名法制化に伴う旧氏の対応について

事務局より、資料1「氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討（旧氏の振り仮名対応等に係る現時点の想定）」を用いて、戸籍附票への旧氏の振り仮名等の記載に係る制度の検討概要並びに当該制度改正を想定した場合における戸籍附票システム標準仕様書の改定案内容を提示。

○国外転出者が、戸籍附票に旧氏の振り仮名が記載された後、国内に転入する場合については、CS 端末で附票に記載された旧氏及び旧氏の振り仮名を確認のうえ、住民票に記載することになる想定か。特に本籍地が転入地からみて遠方の場合等に、住民の利便を向上する観点から手続き時に必要な書類は最小限

となるよう検討していただきたい。

→国外転入手続き時に戸籍の附票を提出するため、それをもって旧氏及び旧氏の振り仮名を確認する想定。

○法第二十二条第一項第七号に規定する政令（22 条）で定める事項は、出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示となっているところ、今般の改正で、附票の内容等について文言の追加等がなされる予定なのか。

→ご認識のとおり。

○戸籍附票システム標準仕様書の 1. 1. 14_支援措置対象者管理において、当初受付市区町村及び当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村で管理すべきデータベース上の項目に「申出者に関する項目：旧氏及び旧氏の振り仮名」及び「併せて支援を求める者に関する項目：旧氏及び旧氏の振り仮名」が追加されているが、支援措置対象者管理業務上においては旧氏及び旧氏振り仮名は付属情報であり、当該項目を保持せずとも市区町村様の業務運用は可能であると考えためオプション機能ではないか。

→旧氏・旧氏振り仮名について、支援措置に関する項目においては、従来も住民記録システムでは管理項目として保持していたが、戸籍附票システムでは保持していなくとも支援措置対象者の管理は業務運用上、支障がないことから、ご指摘を踏まえ、管理項目から削除する。

○戸籍附票システム標準仕様書の 2. 1. 2_検索文字入力において、旧氏の振り仮名によるあいまい検索が規定されているが、戸籍附票の業務は住民記録業務と異なり、旧氏及び旧氏振り仮名は付属情報であり、また、戸籍附票標準仕様書 1.0 版からの記載により、氏名のフリガナ（振り仮名）のあいまい検索については対応しているため不要であると考え。旧氏振り仮名によるあいまい検索機能がなくとも、市区町村様の業務運用は可能であると考えためオプション機能としてほしい。

→戸籍の附票記載事項にあたる項目として、旧氏・旧氏の振り仮名を管理することから、当該機能については、住民記録システムにならい実装必須機能とする。

○戸籍附票システム標準仕様書の 2. 1. 3_基本検索において、「旧氏、旧氏の振り仮名から検索できること」及び「異動履歴の検索において旧氏、旧氏の振り仮名から検索できること」が規定されているが、戸籍附票の業務は住民記録業務と異なり、旧氏及び旧氏振り仮名は付属情報であり、本籍、筆頭者、氏名、氏名のフリガナ（振り仮名）及び生年月日により対象者を特定してから異動処理や証明書発行等を行うため、「旧氏」「旧氏の振り仮名」による検索での対象者特定は不要であると考え。また、市区町村様においてこれらの項目がなくと

も、現行システムで問題なく運用できており、代替できると考えられるためオプション機能としてほしい。

→戸籍の附票記載事項にあたる項目として、旧氏・旧氏の振り仮名を管理することから、当該機能については、住民記録システムにならない実装必須機能とする。

○戸籍附票システム標準仕様書の 5.3_振り仮名において、氏名の振り仮名については、各証明書、変更通知に記載することは問題ないが、旧氏及び旧氏の振り仮名は戸籍（戸籍の附票）がマスタの情報ではなく、登録や変更があった場合には住基側からの通知により管理されるものであるため、戸籍側からの変更通知書については不要な項目であると考えがいかがか。

→在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書については、旧氏・旧氏の振り仮名を記載しない想定をしている。仕様書の記載が分かりにくいため記載内容を修正する。

以上